

(仮称) 西東京市特定個人情報保護条例と関係法令の対応表

項目	新条例で規定する内容	番号法等の規定
収集及び保管の制限	実施機関は、番号法第 19 条各号の規定に該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、又は保管してはならない。	<p>【番号法】</p> <p>第 20 条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集し、又は保管してはならない。</p>
個人番号の利用範囲	実施機関は、番号法第 9 条各項に規定する利用範囲内に限り、個人番号を利用することができる。	<p>【番号法】</p> <p>第 9 条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあつては、その者を含む。第 3 項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 1 条第 1 項第 4 号に規定する地方税をいう。以下同じ。）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。</p> <p>3 及び 4 略</p>

		<p>5 前各項に定めるもののほか、第 19 条第 11 号から第 14 号までのいずれかに該当して特定個人情報の提供を受けた者は、その提供を受けた目的を達成するために必要な限度で個人番号を利用することができる。</p>
目的外利用の制限	<p>実施機関は、事務の目的を超えて特定個人情報を利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を事務の目的を超えて利用することができる。</p>	<p>【番号法第 29 条による読替え後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律】…特定個人情報（情報提供等記録を除く。）に関する規定</p> <p>第 8 条 行政機関の長は、<u>利用目的以外の目的のために保有する特定個人情報を自ら利用してはならない。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>利用目的以外の目的のために保有する特定個人情報を自ら利用することができる。</u>ただし、保有する特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</u></p> <hr/> <p>【番号法第 30 条による読替え後の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律】…情報提供等記録に関する規定</p> <p>第 8 条 行政機関の長は、<u>利用目的以外の目的のために保有する情報提供等記録を自ら利用してはならない。</u></p>
提供の制限	<p>実施機関は、番号法第 19 条各号の規定に該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p>	<p>【番号法】</p> <p>第 19 条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p>

	<p>い。</p>	<p>(1)から(6)まで 略</p> <p>(7) 別表第二の第一欄に掲げる者（法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。）が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者（法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。）に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報（情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。）の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。</p> <p>(10)から(12)まで</p> <p>(13) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>(14) 略</p>
--	-----------	--